

## 告 示

### 埼玉県教委告示第二十三号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和五年八月一日から施行する。

令和四年埼玉県教委告示第十九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和五年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和五年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「一九、四五七円」とあるのは「一九、六八九円」と、「二一、二五八円」とあるのは「二一、五〇五円」と、「二二、四四四円」とあるのは「二二、八九八円」と、「二四、六二五円」とあるのは「二五、一八九円」と、「二四、八六三円」とあるのは「二五、三一九円」と、「二五、八二七円」とあるのは「一六、一一七円」とする。

令和五年八月一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、六九一円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	六、一九四円	一四、四一〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、五七四円	一七、〇六七円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八二円	一九、四五七円
四十歳以上四十五歳未満	七、一三九円	二一、二五八円
四十五歳以上五十歳未満	七、二一二円	二二、四四四円
五十歳以上五十五歳未満	七、一〇九円	二四、六二五円
五十五歳以上六十歳未満	六、六九八円	二四、八六三円
六十歳以上六十五歳未満	五、六五一円	二一、二四五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九八〇円	一五、八二七円
七十歳以上	三、九八〇円	一三、二〇七円